しずぎんフリーローン規定

第１条（元利金返済額等の自動支払）

１．借主は、元利金の返済のため、各返済日（返済日が銀行の休業日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。）までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。

２．銀行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延することになります。

３．毎回の元利金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

第２条（繰り上げ返済）

１．借主が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は借入要項に定める毎月の返済日とし、この場合には繰り上げ返済日の３営業日前までに銀行へ通知するものとします。

２．繰り上げ返済により半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。

３．借主が繰り上げ返済をする場合には、銀行店頭に示された所定の手数料を支払うものとします。

４．一部繰り上げ返済をする場合には、前三項によるほか、下表のとおり取り扱うものとします。

毎月返済のみ	半年ごと増額返済併用
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日に続く月単位の返済元金の合計額	下記の①と②の合計額 ①繰り上げ返済日に続く６ヶ月単位に取りまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金
返済日の繰り上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、変わらないものとします。	

第３条（利率の変更等）

利率は、変更しないものとすることに同意します。

第４条（期限前の全額返済義務）

１．借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

（１）借主が返済を遅延し、翌々月の約定返済日にいたるも返済しなかったとき。

（２）保証会社が銀行に対して保証している借主の債務について、一つでも期限の利益を喪失したとき。

（３）支払いの停止、破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。

（４）手形交換所または株式会社全銀電子情報ネットワークの取引停止処分をうけたとき。

（５）預金その他の銀行に対する債権について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。

（６）借主が返済不能の状況に陥り、債務整理する旨の通知が発送されたとき。

（７）住所変更の届出を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって、銀行において借主の所在が不明になったとき。

２．次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額についての期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

（１）保証会社との契約の条項または銀行との約定に違反し、もしくは銀行に対する債務を履行しなかったとき。

（２）借主が第９条（代わり証書等の差し入れ）の規定に違反したとき。

（３）前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じ、銀行の債権保全のため必要と客観的に認められるとき。

第５条（反社会的勢力の排除）

１．借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

（１）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

（２）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（３）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

（４）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（５）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

２．借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（４）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

３．借主が、暴力団員等もしくは第１項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第１項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

４．前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第６条（銀行からの相殺）

１．銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または第４条・第５条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。

２．前項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等で定めによります。ただし、満期日未到来の預金等の利息は、満期日前解約利率により約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第７条（借主からの相殺）

１．借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。

２．前項によって相殺する場合には、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第２条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の３営業日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は直ちに銀行に提出するものとします。

３．第１項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、前三号で定めによります。

第８条（債務の返済等にあてる順序）

１．銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。

２．借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。

３．借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。

４．第２項のなお書または第３項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第９条（代わり証書等の差し入れ）

事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代わり証書等を差し入れるものとします。

第１０条（印鑑照合）

銀行が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または返済預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第１１条（届出事項）

１．氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に書面で届け出るものとします。

２．借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。

第１２条（成年後見人等の届け出）

１．家庭裁判所の審判により、借主について補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を銀行に書面で届け出るものとします。借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も同様とします。

２．家庭裁判所の審判により、借主について任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を銀行に書面で届け出るものとします。

３．すでに借主について補助・保佐・後見開始の審判を受けているときは、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前二項と同様に届け出るものとします。

４．前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出るものとします。

５．前四項の届け出の前に生じた損害については、銀行の責めに帰すべき事由による場合を除き、銀行は責任を負わないものとします。

第１３条（個人情報の取扱にかかる同意）

個人情報の取扱にかかる同意については、銀行が別途定める「個人情報にかかる同意書」によるものとします。

第１４条（合意管轄）

この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には銀行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第１５条（規約の変更等）

１．この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められている場合には、銀行ホームページの記載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

２．前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

しずぎんフリーローン保証委託約款

第１条（委託の範囲）

１．私がエム・ユー信用保証株式会社、株式会社オリエントコーポレーション、アイフル株式会社（あわせて以下「保証会社」という）の保証を委託する債務の範囲は、「しずぎんフリーローン」金銭消費貸借契約（以下「原契約」という）にもとづき、私が株式会社静岡銀行（以下「銀行」という）に対し負担する借入金、利息、損害金、その他一切の債務とします。ただし、保証会社が銀行との間で、保証の対象となる借入金の限度額等の制限を設けた場合は、制限の範囲内で保証が行なわれても異議ありません。

２．原契約の内容が変更されたときは、本契約（＜個人情報の取扱いにかかる同意書＞を含む。以下同じ。）にもとづく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。

３．保証会社による保証は、保証会社が保証を適当と認め保証決定をした後、私と銀行の間で原契約にかかる貸付を実行したうえで成立するものとします。

４．本契約にもとづく保証委託の効力は、原契約にもとづき私が銀行に対し負担する債務が残存する間、存続するものとします。

第２条（債務の弁済）

保証会社の保証を得て銀行から融資を受ける場合、私は、原契約の各条項を遵守し、期日には元利金ともに相違なく支払い、保証会社に一切負担をかけません。

第３条（反社会的勢力の排除）

１．私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

２．私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③この契約および銀行との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行もしくは保証会社の信用を毀損し、または銀行もしくは保証会社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

３．私が暴力団員等もしくは第１項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第１項の規定にもとづく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社は私との保証委託契約を中止し、または本契約を解約することができるものとします。中止または解約の場合は、第４条第５項を除き、第４条を準用します。

４．前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、保証会社に何らの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私がその責任を負います。

第４条（中止・解約・終了）

１．契約または本契約にもとづく私の不履行など保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社は私との保証委託契約を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。

２．前項により保証会社から私との保証委託契約が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続を取り、保証会社には負担をかけません。

３．原契約が終了した場合は、本契約も当然に終了することとします。この場合、私は、保証会社が保証依頼書を私あてに返却しない限り扱いたとしても異議ありません。

４．保証債務が履行済みであるか否かを問わず、保証会社の保証債務が免責される事由が生じた場合、私は、保証会社が既に負担した保証債務を免れても異議ありません。

５．第１項により私との保証委託契約が中止または解約された場合でも、私が既に原契約に基づき借入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務にかかる保証会社の保証債務は、前項の免責事由が生じた場合を除き存続します。

第５条（代位弁済）

１．保証会社が銀行から保証債務の履行を求められた場合、私は、保証会社が私に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。

２．保証会社が銀行に対して代位弁済をした場合、私は、銀行が私に対して有していた一切の権利が保証会社に継承されることに異議ありません。

３．前項により保証会社が継承した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

第６条（求償権）

１．前条により保証会社が銀行に対して代位弁済した場合、私は次の各号に定める求償権および関連費用について弁済の責を負い、その合計額を直ちに保証会社に支払います。

①前条により保証会社が代位弁済した全額。

②保証会社が代位弁済のために要した費用の総額。

③前二号の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行を完了するに至る、年１４．６％の割合（年３６５日の日割計算。ただし、うるう年の場合、年３６６日の日割計算）による遅延損害金。

④保証会社が私に対し、前三号の金額を請求するために要した費用の総額。

第７条（求償権の事前行使）

１．私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は第５条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使できるものとします。

①銀行または保証会社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。

②保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき。

③租税公課の滞納処分、または手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

④原契約または本契約の条項に違反したとき。

⑤その他債権保全のために保証会社が必要と認めたとき。

⑥第３条第１項に規定する暴力団等もしくは同項各号に該当したとき、もしくは同条第２項各号の何れかに該当する行為をし、又は同条第１項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

２．保証会社が前項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や、求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。

第８条（弁済の充当順序）

私の弁済した金額が、保証会社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、私は保証会社が適当と認める方法により充当されても異議ありません。なお、私について保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第９条（通知義務等）

１．私の財産、経営、職業、地位、業況等について保証会社から求められた場合、私はただちに通知し、資料閲覧等の調査に協力いたします。

２．前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は、ただちに通知し保証会社の指示に従います。

３．氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、私はただちに保証会社に届出いたします。

４．私が前項の届出を怠ったため、保証会社が、私から届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとします。

第１０条（成年後見人等の届出）

１．私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、ただちに成年後見人等の氏名・その他必要な事項を書面によって保証会社に届出いたします。私の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も同様とします。

２．私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、ただちに任意後見人の氏名、その他必要な事項を書面によって保証会社に届出いたします。

３．私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第１項および第２項と同様に届出いたします。

４．私またはその代理人は、第１項から第３項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出いたします。

５．第１項から第４項までの届出の前に生じた損害については、保証会社に一切負担をかけません。

第１１条（公正証書の作成）

私は、保証会社の請求があるときは、ただちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続きを行います。

第１２条（管理・回収業務の委託）

私は、保証会社が私に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託することに異議ありません。

第１３条（債権の譲渡）

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡することに異議ありません。

第１４条（保証委託約款の変更）

１．保証委託約款の内容を変更した場合、保証会社は私に通知または保証会社が相当と認める方法により公告します。

２．変更内容に関する通知または公告がされた後に、私が変更内容を承諾しない旨を表明することなく原契約にもとづく取引をした場合、保証会社は私がその変更内容を承認したものとみなします。

第１５条（費用の負担）

私は保証会社が債権保全のために要した費用、ならびに第６条および第７条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担いたします。なお、以上の費用の支払いは保証会社の所定の方法に従います。

第１６条（管轄裁判所の合意）

私は、本契約に関しての訴訟、調停および和解については、訴額にかかわらず保証会社本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第１７条（規約の変更等）

１．この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められている場合には、銀行ホームページの記載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

２．前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

[個人情報のお問合せや開示・訂正・削除の窓口]
エム・ユー信用保証株式会社
〒101-0024　東京都千代田区神田和泉町1-9-2
TEL　03-6838-0005

株式会社オリエントコーポレーション　お客様相談室
〒102-8503　東京都千代田区麹町五丁目2番地1
TEL　03-5275-0211

アイフル株式会社
〒600-8420　京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1
TEL　075-201-2030

個人情報の取扱いに関する条項

第1条（個人情報の収集・利用・保有）

申込者(契約者、会員、連帯保証人予定者、連帯保証人を含む。以下同じ)は、株式会社オリエントコーポレーション(以下「当社」という)との本契約(本申込みを含む。以下同じ)に係る以下の個人情報(変更後の情報を含む。以下同じ)を本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信(保証審査・途上与信を含む。以下同じ)並びに与信後の管理のため、当社が保護措置を講じた上で収集・利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。

(1)属性情報(本申込時に記載・入力等した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む。以下同じ)、eメールアドレス、勤務先内容、家族構成、居住状況等)

(2)契約情報(契約の種類、申込日、契約日、利用日、利用店名、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額、利用額、利息、分割払手数料、保証料、諸費用、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等)

(3)取引情報(本契約に関する利用残高、月々の返済状況等(内訳を含む)、取引の現在の状況及び履歴その他取引の内容)

(4)支払能力判断情報(申込者の資産、負債、収入、支出、本契約以外に当社と締結する契約に関する利用残高、返済状況等)

(5)本人確認情報(申込者の運転免許証、パスポート、住民票の写し又は在留カード等に記載された事項)

(6)映像、音声情報(個人の肖像、音声を磁気的又は光学的媒体等に記録したもの)

(7)公開情報(官報、電話帳、住宅地図等に記載されている情報)

第2条（個人情報の利用）

(1)申込者は、当社が当社のクレジット事業、カード事業及びその他の金融サービス事業(注1)における下記①及び②の目的のために第1条①②③の個人情報、下記③の目的のために第1条①②③⑥の個人情報を利用することに同意します。

①市場調査、商品開発

②お客さま向け企画・宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内

③契約又は法律に基づく権利の行使、義務の履行

(注1)当社の金融サービス事業の具体的な内容については、当社ホームページ(https://www.orico.co.jp)等において公表しております。

(2) 申込者は、当社が本契約に基づく当社の業務を国内又は外国にある第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第3条（個人関連情報の取得に関する同意）

申込者は、本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信及び与信後の管理のため、当社が以下の情報を第三者から提供を受け個人データとして取得することに同意します。

①電話番号の現在及び過去の有効性に関する情報

②住所及び当該住所に所在する住所の現況(電気・ガス等の公共サービスに設備情報を含む)に関する情報

第4条（個人信用情報機関への登録・利用）

(1) 申込者は、当社が申込者への与信又は与信後の管理のため、当社の加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の会員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込者に関する個人情報が登録されている場合には、当社がそれを利用することに同意します。

(2) 当社の加盟する個人信用情報機関の名称、住所、電話番号は以下の通りです。

①名　称：株式会社シー・アイ・シー(CIC)
　住　所：(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)
　　所在〒160-8375東京都新宿区西新宿1−23−7新宿ファーストウエスト15階
　お問合せ先:0570-666-414(https://www.cic.co.jp/)

②名　称：株式会社日本信用情報機構(JICC)
　　(貸金業法に基づく指定信用情報機関)
　住　所:〒110-0014 東京都台東区北上野1−10−14住友不動産上野ビル5号館
　お問合せ先:0570-055-955(https://www.jicc.co.jp/)

(3) 申込者は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員により申込者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間	
	CIC	JICC
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の何れかが登録されている期間	同左
本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約継続中及び契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	契約継続中及び契約終了後5年以内

(4) 当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は以下の通りです。

当社の加盟する個人信用情報機関	CIC	JICC
当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関	JICC	CIC
	全国銀行個人信用情報センター (https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/) 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1−3−1 ☎03-3214-5020	同左

(5) 個人信用情報機関に登録する個人情報は、申込者の氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、連転免許証等の記号番号等の属性に関する個人情報、契約の種類、契約日、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額又は極度額、支払回数、年間請求予定額、利用残高、支払状況等契約の内容、取引の履歴に関する個人情報の全部又は一部、及びその他各加盟する個人信用情報機関が定める情報となります。

(6) 申込者は、本契約について支払停止の抗弁の申出を行った場合、その情報が当社の加盟する個人信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、又、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員に提供されることに同意します。

(7) 当社が加盟する個人信用情報機関は、当社ホームページにおいて公表しております。

第5条（個人情報の提供・利用）

申込者は、当社が下記の第三者に対して、第1条の個人情報を、必要な保護措置を講じた上で提供することおよび当該第三者が提供の趣旨に従った下記の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

(1) 提供する第三者	金融機関（その関連会社を含む）、特定目的会社、特別目的会社、信託会社（信託銀行を含む）、債権回収会社（以下これらを総称して「金融機関等」という（注2））。
第三者の利用目的	当社の資金調達、流動化その他の目的のためになされる債権譲渡及び担保差し入れ、その他の与信後の権利に関する取引の場合の債権並びに権利の保全、管理、変更及び行使のため。
(2) 提供する個人情報	第1条の個人情報のうち必要な範囲。
提供する第三者	申込者が利用する販売店（役務提供事業者、リース会社等を含む）及び当社の提携先（本契約が提携商品による契約の場合に限る）。
第三者の利用目的	①本契約及び商品等に関する売買契約、役務提供契約等に基づく申込者に対するサービスの履行、権利の行使、紛議等の防止及び調査・解決のため。 ②本契約又はカードショッピングの精算のため。 ③商品、役務等の宣伝物・印刷物の送付等による営業案内のため。 ④商品開発、市場動向調査・研究のため。
(3) 提供する個人情報	第1条の個人情報①②③のうち必要な範囲。
提供する第三者	融資会社（本契約が提携ローンの場合に限る）。尚、ご利用融資会社は書面等にてお知らせします。
第三者の利用目的	与信及び与信後の管理のため並びに宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、市場調査・商品開発のため。
(4) 提供する個人情報	第1条の個人情報のうち必要な範囲。
提供する第三者	サービサー会社である下記会社。
第三者の利用目的	譲り受け又は委託を受けた債権の管理・回収を行うため、及び債権を譲り受けて管理・回収を行うにあたって事前に当該債権の評価・分析を行うため。
提供する個人情報	第1条の個人情報のうち必要な範囲。

名　称	住　所	電話番号
日本債権回収株式会社	東京都千代田区麹町5−2−1 5階	03-3222-0328
オリファサービス債権回収株式会社	東京都新宿区大久保1−3−21 ルーシッドスクエア新宿イーストビル8階	03-6233-3480

(注2)金融機関等の具体的な名称については、当社ホームページをご参照下さい。

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）

(1)申込者は、個人情報について、当社所定の方法により開示するよう請求することができます。但し、当社又は第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部監査・調査・分析等当社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び個人情報保護法に別途定めがある場合に該当すると当社が判断した個人情報については、開示しないものとします。

(2)当社が個人情報を開示した結果、客観的な事実に関して誤った情報について万一、不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実の訂正又は削除に応じます。但し、客観的事実以外の事柄に関してはこの限りではありません。

(3)当社が個人信用情報機関又は提供先に提供した個人情報の開示を求める場合には、当該個人信用情報機関又は提供先に連絡して下さい。尚、開示・訂正・削除については、個人信用情報機関又は提供先の定めに従うものとします。

第7条（本条項に不同意の場合）

当社は、申込者が本契約に必要な事項(本申込時に申込者が記載・入力すべき事項)の記入等を希望しない場合及びかかる事項に同意しない場合は、本契約をお断りすることがあります。但し、第2条(1)①②に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第8条（利用中止の申出）

申込者は、本条項第2条(1)①②の目的で当社が当該個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申出ができるものとし、この場合、当社は、それ以降の利用を中止する措置をとります。但し、請求書等本契約の業務上必要な書類(電磁的記録の送信を含む)に同封(同送)される宣伝物・印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。

第9条（本契約が不成立の場合）

申込者は、本契約の不成立又は成立後、解約・解除された場合であっても、その理由の如何を問わず第1条に基づき、本契約に係る申込み・契約をした事実に関する個人情報が当社において一定期間利用されることに同意します。

第10条（お問合せ窓口）

本条項に関するお問合せ及び第6条の開示・訂正・削除の請求並びに第8条の利用中止のお申出先は、下記お問合せ窓口又は取扱支店とします。又、個人情報の開示手続等については、当社ホームページをご参照下さい。尚、当社では個人情報の保護に関する管理責任者として個人情報統括責任者(個人情報の保護と利用に関する所管部の担当役員)を設置しております。

第11条（条項の変更）

本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

【お問合せ窓口】
株式会社オリエントコーポレーション(https://www.orico.co.jp)
お客様相談室　　〒102-8503東京都千代田区麹町5丁目2番地1　☎03-5275-0211

個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項(同意条項)

第1条（個人情報の信用情報機関への提供、登録、使用）

１．エム・ユー信用保証株式会社(以下「エム・ユー信用保証」といいます。)は、エム・ユー信用保証が加盟する信用情報機関(以下「加盟先機関」といいます。)および加盟先機関と提携する信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)に申込者および保証委託契約者(以下「申込者等」といいます。)の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。

２．エム・ユー信用保証は、申込者等にかかる本保証委託契約にもとづく個人情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)、および契約に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等))を加盟先機関に提供します。

３．加盟先機関は、下表に規定する情報を下表記載の登録期間にわたり登録します。

加盟先機関	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー(CIC)
登録する情報(当該情報の登録期間)	・申込情報(照会日から6ヶ月以内) ・本人を特定するための情報(契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間) ・契約内容および返済状況に関する情報(契約継続中および契約終了後5年以内) ・取引事実に関する情報(契約継続中および契約終了後5年以内。ただし、債権譲渡の事実にかかる情報については当該事実の発生日から1年以内)	・本契約にかかる申込みをした事実(エム・ユー信用保証が個人信用情報機関に照会した日　から6ヶ月間) ・本契約にかかる客観的な取引事実(契約期間中および契約終了後5年以内) ・債務の支払いを延滞した事実(契約期間中および契約終了後5年間)

４．加盟先機関は、当該個人情報を、加盟会員および提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関および提携先機関の加盟会員は、当該個人情報を、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。

５．申込者等は、加盟先機関に登録されている個人情報にかかる開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。

６．加盟先機関の名称および連絡先は以下のとおりです。

名　称	株式会社日本信用情報機構
連絡先	0570-055-955
ホームページアドレス	https://www.jicc.co.jp/

名　称	株式会社シー・アイ・シー
連絡先	0570-666-414
ホームページアドレス	https://www.cic.co.jp/

なお、提携先機関の名称および連絡先は以下のとおりです。

名　称	全国銀行個人信用情報センター
連絡先	03-3214-5020
ホームページアドレス	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

第2条（個人情報の内容）

申込者等は、エム・ユー信用保証が保護措置を講じたうえで、申込者等の以下の個人情報を取得、保有し、第3条の利用目的の達成に必要な範囲内でこれを利用することに同意します。

(1)申込者等が所定の申込書等に記入、申告した自己の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、国籍、運転免許証番号、住居種別、居住年数、家族構成、Eメールアドレス、勤務先、入社年月、卒業年月、就業形態、本社所在地、保険証種別、希望連絡先、連絡可能時間、預金口座等。

(2)本保証委託契約に関する申込受付日、与信判断結果、契約日、契約番号、カード番号、借入極度額、支払タイプ、支払期日の設定方式、支払期日、領収書の取扱い、ご利用明細書の取扱い、書類の送付先、ご利用目的のほか、フリーローンお申込みの場合は借入要項。

(3)本保証委託契約に関する契約開始後の利用残高、利用明細、返済状況。

(4)本保証委託契約に関する、申込者等の支払能力を調査するために、本保証委託契約の途上における支払能力を調査するため、申込者等が所定の申込書等に記入、申告した自己の資産、負債、収入、支出、ならびにエム・ユー信用保証が本保証委託契約以外のエム・ユー信用保証と申込者等との契約により取得した、カードおよびローン等の利用履歴、過去の与信判断結果および過去の債務の返済状況。

(5)加盟先機関から取得した申込者等の個人情報(氏名・生年月日・住所等の本人特定情報、借入内容・返済状況・延滞等の客観的情報)。

(6)申込者等または公的機関から、適法かつ適正な方法により取得した、住民票、戸籍の附票等公的機関が発行する書類(本籍地情報を含みます。)の記載事項。

(7)エム・ユー信用保証がボイスレコーダー等にて取得した申込者等の音声等。

(8)「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等で定める書類の記載事項(本籍地情報を含みます。)、および給与明細書、収入証明書等収入を確認する書類の記載事項。

(9)登記簿等から取得した会社情報(代表者の氏名、生年月日を含みます。)、官報等から取得した破産・免責・民事再生情報、電話番号帳等から取得した電話番号情報、地図等から取得した地図情報および表札情報等の公刊物等からエム・ユー信用保証が取得した情報。

第3条（個人情報の利用目的）

申込者等は、エム・ユー信用保証が第2条の申込者等の個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲内で利用することに同意します。

(1)与信判断のため。

(2)与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため。申込者等の本籍地に関する情報については、債務者確認および所在確認のため。

(3)与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のため。

(4)申込者等との取引および交渉経過の内容の事実に関する記録保存のため。

(5)与信にかかる商品およびサービスのご案内のため。

(6)エム・ユー信用保証内部における市場調査および分析、ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため。

第4条（個人情報の第三者への提供）

申込者等は、エム・ユー信用保証が以下の範囲で個人データを第三者に提供することに同意します。

(1)エム・ユー信用保証は、保護措置を講じたうえで申込者等の個人情報を以下の第三者に提供することがあります。

①株式会社静岡銀行(以下「銀行」という。)。

②ホームページにて公表している提携会社。

③申込者等の親族等。

(2) エム・ユー信用保証は、取得した信用情報機関の